

緊急事態宣言解除に伴う今後の方針

令和2年5月27日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

京都府域における緊急事態宣言解除を踏まえ、京丹波町では、5月7日から実施してまいりました新型コロナウイルス感染症対策を見直し、新たに京都府から示された緊急事態宣言解除後の対応方針に基づき、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

2 町民等に対するお願い

(1) 外出等の行動について

- ・5月31日までの間は、不要不急の都道府県をまたぐ移動を控えていただきますようお願いいたします。また、6月1日から18日までの間においては、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との間の不要不急の移動については慎重に検討をお願いします。
- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場所への外出を控えていただきますようお願いいたします。
- ・国の専門家会議で示された感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けての取組をお願いします。

(2) 催物（イベント等）の開催について

- ・6月18日までの間においては、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、
 - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
 - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保
(できるだけ2m)を目安として開催してください。
- ・少人数での集会、イベント等であっても、適切な感染防止対策を実施して行うようにして下さい。

3 事業者等に対するお願い

引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組の推進をお願いします。

また、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行っていただきますようお願いいたします。

4 町主催イベント及び町施設の使用について

- ・町主催イベントについては、6月1日以降、屋外・屋内を問わず、原則として感染状況、開催規模、会場等から判断します。

現在までに中止等を決定しているものは次のとおりです。

- ・タウンミーティング 会場での開催は行わず、CATVを活用して行ないます。
- ・京丹波食の祭典 開催を中止します。
- ・京都丹波ロードレース 開催を中止します。

- ・体育館やグラウンド、公民館など町の管理施設については、以下のとおりとなります。

5月23日以降、使用を再開する施設

須知水辺公園	須知公園
--------	------

※施設使用に関するガイドラインを遵守してください

※大会等の開催は自粛願います

6月1日以降、使用を再開する施設

中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	和知ふれあいセンター
和知生涯学習センター	山村開発センターみずほ
わーふ館	わち地域交流拠点施設 夢広場
上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	下栗野体育館

※施設使用に関するガイドラインを遵守してください

6月1日以降も、当面の間使用を中止する施設

小・中学校の体育館	小・中学校のグラウンド
-----------	-------------

5 町立学校等の臨時休業等

- (1) 幼稚園・小中学校 6月 1日から再開
 ※第1学期終業式 7月31日（金）
 ※夏休休業期間 8月 1日（土）から17日（月）
 ※第2学期始業式 8月18日（火）
- (2) 保育所 6月 1日から通常保育再開

6 給付金・支援金等

- ・国や京都府からの給付金や支援金などを町民の皆様や事業者の方々に迅速かつ確実に届け、家計や事業所の支援をします。また、融資や納税、支払いに関する情報など、町のホームページや文字放送、告知放送、お知らせ版など様々な媒体を活用して、情報を提供します。
- ・町民の皆様の生活や雇用を維持するため、国や府の緊急経済対策と併せ、町独自の支援策の整備に速やかに取り組みます。

7 庁内体制等

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、実施体制の強化を図っています。また、職員の在宅勤務については5月31日（日）をもって終了します。

8 京都府との連携

- ・今後におきましても、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部と一層緊密に連携し、府に準じた対応を行っていきます。